

国際交流による聴覚障がい者対応の ソーシャルワークの確立をめざして

代 表 者：齊 藤 くるみ
共同研究者：高 山 亨 太 ・ 岡 田 孝 和

Aiming at Establishment of Social Work Specialized in Hearing Impairment in Japan through International Exchanges

Kurumi Saito · Kota Takayama · Norikazu Okada

Abstract: We clarified the problems of training social workers specialized in hearing impairment through international exchanges of the deaf social workers and deaf trainers, aiming at establishment of the system of social work specialized in hearing impairment in Japan. It is obvious that we need social work specialized in hearing impairment and there are many social workers who want to be involved in it. First of all, we should recognize sign language as minorities' language. We should also be aware of the necessity of social workers who are deaf signers. In order to train social workers who are deaf signers, the following are urgent; (1) access services in training institutes of social workers and universities/colleges of social welfare, (2) preparing good environment of practice settings, (3) supporting the students who prepare for national certificate of social workers (eg: teaching deaf students in sign language).

Key Words: Social Work, Hearing Impairment

本研究では、聴覚障がいに特化したソーシャルワークの構築を目指して、聴覚障がい当事者ソーシャルワーカーやその養成者の国際交流を通して、聴覚障がいソーシャルワーカー養成の問題点を明らかにした。聴覚障がいソーシャルワークの必要性は明らかであり、多くがそれに携わろうとしている。本研究を通して、日本の社会に少数言語として手話を認知させること、また手話を母語とするろう者のソーシャルワーカーの必要性に気づかせることが重要であることが明らかになった。それには以下の点が急務である。すなわち（１）福祉の大学や養成校での情報保障の完備、（２）実習先の環境整備、（３）国家試験の準備の支援である。

キーワード：ソーシャルワーク、聴覚障がい

はじめに

ろう・難聴者に対応したソーシャルワークサービスが英米では一分野として確立されつつある。特にろう者は聴者と異なる言語・文化をもち、聴者をベースとしたソーシャルワークや各種心理理論で対応すると事態が悪化する可能性もある。

日本でも日本聴覚障がいソーシャルワーカー協会が2006年に設立されるなど聴覚障がい者の問題に関わるソーシャルワーカーは増えつつある。ソーシャルワーカーを目指す学生への授業の情報保障が大学でも普及しつつあるが、実習の場の確保などが依然として課題としてあげられている。特に精神保健福祉士を目指す学生の実習の場の確保が難しいとされている。また、聴覚障がいを持つソーシャルワーカーの研修の場の確保が課題となっている。ソーシャルワーカーを目指す者や現にろう者に関わっているソーシャルワーカーのための社会福祉教育を確立することは急務である。

平成23～24年度日本社会事業大学共同研究「国際交流による聴覚障がい者対応のソーシャルワークの確立をめざして」では、聴覚障がい者の高等教育機関として知られる米国のGallaudet Universityで、聴覚障がい者問題に特化したソーシャルワークを学び学位を取得したろう者等と協同して、アジア・日本でろう者のためのソーシャルワーカーを養成するためにどのような教育が必要か、ろう者自身がソーシャルワーカーとして、あるいは社会福祉の教育者としてどのような役割を担うべきか、そのためにどのような教育が必要かを検討した。聴覚障がい福祉の充実したアラバマ州への視察も行った。

同時に聴覚障がいに特化したソーシャルワーカーの養成のためにアメリカやイギリスでどのような教育体制が整っているのかを視察した。聴覚障がいをもつ学生の教育を支える支援体制を学ぶために、アメリカの障がい学生支援専門職の団体であるAHEAD (Association on Higher Education and Disability) の開催するワークショップにも二年間に渡って参加した。

同時にこれらの知見を活かしながら、ろう者に特化したソーシャルワーク教育における、二言語環境での教授法及びその効果・影響について、手話による国家試験の対策講座を開催しつつ検討した。そこでは受講者に対して、また日本の現状を把握するために、当事者ソーシャルワーカーを目指す人たちについての調査を、また平成23年度には「聴覚障がい者に関わるソーシャルワーカーの専門性に関する調査」を、平成24年度には「社会福祉系大学等に在籍する聴覚障がい学生に関する調査」をそれぞれ行った。

以下はそれらの報告である。

I. アメリカ・イギリスの聴覚障がい福祉

平成23年度には、聴覚障がい者に関わるソーシャルワーカーに求められる力量について示唆を得ることを目的に、アラバマ州精神保健局聴覚障がい者サービス部門責任者のスティーブ・ハマーディンガー氏を招き（2011年8月5日）、ソーシャルワーカーや学生を主な参加者に迎えて研修会を実施した。平成23年度にはアメリカより池上真氏(P.A.Hartner Deaf Services ソーシャルワーカー、ギャロデット大学大学院卒)を招き（2012年12月）、アメリカでの精神障がいを持つろう・難聴者を対象にした支援経験に基づいた実践理論・技術の学習、事例検討会を開催した。また、聴覚障がい者対応の精神保健福祉分野で先進的な取り組みを行っているアラバマ州で、聴覚障がい者に関わる対人専門職養成のためにどのようなことが実施されているかを調べるために、2011年11月に視察ならびに現地でのインタビュー調査を行った。

1. アラバマ州の聴覚障がい者に対する精神保健福祉に対するサービス

アラバマ州の聴覚障がい者の精神保健福祉領域では、手話技能検定（SLPI）による5段階評定で4点以上の認定を受けないとダイレクトサービスができない。手話によるダイレクトサービスが提供できない場合には、認定精神保健手話通訳者を依頼しなければならないとされている。

アラバマ州は2010年度時点で人口約478万人、ろう者や難聴者、中途失聴者などの聴覚障がい者は約39000人となっている。聴覚障がい者のうち、精神保健福祉サービスが必要な聴覚障がい者は約800人と推定されている。

2003年度まではアラバマ州における聴覚障がい者に対する精神保健福祉サービスは不十分であり、多くの聴覚障がい者より不満や改善要望が州政府に対して出されていた。その後、州政府の対応を受け入れられない聴覚障がい者団体が起こした連邦裁判の判決によって、州政府に対して聴覚障がい者に対する精神保健福祉サービスの適切な提供を義務付けることになった経緯がある。判決には、1) 4つの地域に事務所を設置し、それぞれの事務所にソーシャルワーカーもしくは手話通訳者を設置すること、2) 入院プログラムとグループホームのプログラムを設置すること、3) 手話通訳者及び専門家に対するトレーニングプログラムの提供をすること、4) アメリカ手話の能力について定義を定めること、5) 聴覚障がい者に対する啓発教育をすることの5つの課題とその解決が義務付けられた。その結果、聴覚障がい者の精神保健が専門であるろう者のスティーブン・ハマーディンガー氏が所長に着任し、ろう者サービスオフィス（Office of Deaf Service）が設置された。

アラバマ州精神保健局（Department of Mental Health）は精神疾患、アディクション、知的障がいの3つの部門で組織構成されている。ろう者サービスオフィスは、精神疾患とアディクションの2つの部門の機能を含めて精神保健局のプログラムの1つとして2003年1月に設置された。ろう者の精神保健に関する具体的な支援の定義や基準については、アラバマ州行政法（Alabama State Administrative Code）の580条によって規定されている。

現在、米国における聴覚障がい者を対象にした精神保健福祉サービスを州として提供しているのは、50州のうち8州のみである。マサチューセッツ州、ミネソタ州、サウスカロライナ州、ノースカロライナ州、ケンタッキー州、カンザス州、ジョージア州、アラバマ州が聴覚障がい者のための公的精神保健福祉サービスを提供している。前述の州のうち、ミネソタ州、ノースカロライナ州、カンザス州、アラバマ州は聴覚障がい者が管理者となっている。

アラバマ州精神保健局ろう者サービスオフィスには、所長、手話通訳者コーディネーター、それぞれの4つの地域事務所のサービスコーディネーター、手話通訳コーディネーターが配置されている。

また、精神科医療面での具体的支援として、モントゴメリー市内にある公立精神科病院（Greil Hospital）内にろう者のためのユニット（The Bailey Deaf Unit）を設置している。ベッド数は10床であり、アメリカ手話が流暢なソーシャルワーカー及び手話通訳者が支援を担っている。その他にバーミングラム市とモバイル市に精神科医療から地域への社会復帰のための中間施設として、3つのグループホーム及びデイプログラムを運営している。それぞれのグループホーム

は定員3名となっており、うち1つのグループホームは、精神障がいをもつ盲ろう者のためのグループホームとして運営されている。

アラバマ州は米国で初めて精神保健福祉領域における手話通訳者に求められるスキルと知識について、州法の中で定義を明確にするという試みを実施している。アラバマ州で手話通訳の活動をするための最低条件としては、全米手話通訳者協会（Register of Interpreter for the Deaf：RID）の手話通訳者資格（National Interpreter Certification:NIC）の試験の合格が求められている。NICの試験合格によって、手話通訳の技術の部分は担保されるため、NICを取得した上でアラバマ州の条件を満たすと州ライセンスが認可されることで、初めて手話通訳者としての報酬を得ての活動が可能となる仕組みとなっている。しかし、精神保健福祉領域においては、さらに認定精神保健手話通訳者（Qualified Mental Health Interpreter: 以下、QMHI）の資格が求められる。アラバマ州行政法上に精神保健福祉領域における手話通訳者の要件が明記されたことによって、その法的根拠を基準に2003年からQMHI資格のためのトレーニングプログラムが実施されている。トレーニングプログラムの実施者は、ろう者サービスオフィスであり、つまり行政が精神保健福祉領域の手話通訳者の養成を担うということでもある。

2. 英国の聴覚障がい福祉教育

英国のろう・難聴者に対するソーシャルワーク教育及び聴覚障がい者に関わるソーシャルワーク実践に関する視察として、University of ManchesterでAlys Young教授をManchester Deaf CentreでKatharine Rogers氏をそれぞれ訪問した。University of Manchesterの博士課程で学んでいるろう者のソーシャルワーカー、Ros Hunt氏にインタビューし、Lancashire Central Universityのデフスタディーズプログラム担当のClark Denmark氏、相良啓子氏も訪問した。さらにThe British Deaf AssociationとBritish Society for Mental Health and Deafnessを視察した。またUniversity of LondonのDeafness Cognition and Language Research CentreのDr. Tanya Denmark、Jenny Lu、Dr.Pamela Permiss、Eyasu Tamene氏をそれぞれ訪問した。

II. アメリカの聴覚障がい当事者ソーシャルワーク教育のための支援

聴覚障がい者に対応できる専門職、とりわけ聴覚障がい当事者をそれとして養成する際には、教育内容もさることながら、それを支える支援体制も非常に重要になってくる。それは、授業での情報保障者の提供という形態となって現れるが、聴覚障がい当事者を専門職として養成していくためには、1回の授業、1つのクラスでの支援という枠組みではなく、4年間あるいは大学院までを含めた6年間というスパンでの継続的で一貫した支援が必要である。すなわち、聴覚障がい学生支援には、そのベースに支援制度のマネジメントという機能が存在するということであり、それは2つの様相を持つ。第一に大学の制度・部署としての継続性・一貫性・安定性を担保するといういわば「オフィスマネジメント」とも言うべき機能であり、第二は、なぜ支援をするのか？どのような考えを持って支援を行っていくのか？支援の活用を通してどのような人材になってほしいのか？といった支援における考え方の一貫性を期す「支援理念のマ

マネジメント」である。今後高等教育機関で、聴覚障がい学生を聴覚障がい者に対応できる専門職として養成していくという高度な目的を持って支援を行っていくためには、この2つの意味でのマネジメントを入念に行っていくことが欠かせない。

しかしながら日本では大学における障がい学生支援の歴史がまだ浅く、支援制度マネジメントのノウハウが学術的に、あるいは専門的に確立されているとは言えず、それを体系的に学ぶことは困難を伴う。そこで、本共同研究では、アメリカの障がい学生支援専門職の団体であるAHEAD (Association on Higher Education And Disability) の開催するワークショップ (AHEAD Management Institute) にてそのノウハウを学ぶとともに、今後日本で体系的な教育を行っていくための示唆を得ることを目的として参加した。

平成23年度(2012年2月2～4日)には”The Institute for New and Newer Disability Resource/Services Managers”というテーマでJean Ashmore (Director Emeritus, Rice University)、Carol Funckes (University of Arizona) による研修が行われ、これに参加した。ここでは、高等教育における障がい学生支援制度の在り方について概観された。具体的には障がい学生支援制度が持っているべき機能をまとめたAHEAD Program Standardsを活用しながら、障がい学生支援制度の持つべき基本的機能、支援利用の適格性を判断するための公的文書の活用方法、法的基盤、障がいの捉え方、ユニバーサルデザイン概念とその実践、プログラムミッションの重要性とその構築、スタッフが1人しかいない支援制度の在り方や構築方法、各種記録の保持・保管方法、予算管理、SD、プログラムレビューの各項目について参加者とのディスカッションを交えながらの研修であった。

また平成24年度(2013年1月31日～2月2日)には“Creating the Future: Tools and Techniques to Strategically Lead and Enhance Disability Services”というテーマで、Emily Lucio (The Catholic University of America)、Karen Pettus (University of South Carolina)、Tom L. Thompson (Higher Education Consultant; Emeritus Director - Harper College) による研修が開催された。前年度よりもマネジメント・制度運営に重きを置いたセッションに参加した。障がい学生支援制度をマネジメントの観点から効率的に、かつ質の高いサービスを提供していく上で必要な具体的な考え方や、それを実際に行っていくための様々なツールの活用方法を学んだ。セッションは4つのトピック、すなわちPlanning、Assessment、Operations、Resource Developmentに大別され、この4点が支援制度のマネジメントで重要だと強調された。特に、2日間のセッションを通して、戦略的なプランニング (Strategic Planning) を立てることの重要性は度々説かれ、そのための具体的な手法としてSWOT分析やGAP分析といった手法を用いたケーススタディも行った。

日本では現在、あるいは近い将来課題となると思われることとして、高大連携の問題がある。障がい者基本法の改正、文部科学省の「障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告」を受けて、大学では合理的配慮の概念にもとづく支援が今後さらに進んでいくであろう。その際に、大学の障がい学生支援の機能として、高校まで受けられていた支援と大学で受けることのできる支援のギャップを調整することや、障がい学生自身に障がいがあることや支援を必要としていることの表明責任があることを説明し、その新たな学習環境へ適応することを支援していくことが求められていくと思われる。

具体的な方法としては、オリエンテーションの実施や障がい学生に特化したメンタリング制度などが考えられるが、しかし、マネジメントと同様に、その具体的なノウハウについては日本では蓄積がまだ少ない。そこで、今回の AHEAD 参加の機会を得て、聴覚障がい者を多く受け入れているコミュニカレッジの1つであるオーロニカレッジを訪問し、聴覚障がい学生を対象とするカウンセラーへのインタビューも行った（2013年2月4～5日）。

Ⅲ. 日本の聴覚障がい福祉と当事者ソーシャルワーカー養成の課題

1. 当事者ソーシャルワーカーを目指す人たちについての調査

聴覚障がい者に関わるソーシャルワーカーの専門性についての意識調査及び研修のニーズを把握することを目的としてアンケート調査を実施した。主な対象者は、聴覚障がい者の相談支援に関わっているソーシャルワーカーとし、特に聴覚障がい者の支援に関わる施設で就労するソーシャルワーカーに協力を依頼した。回答数は全151名であり、調査期間は2013年3月1～26日であった。

設問は、以下のように全26問で構成され、①個人の属性、②聴覚障がいの有無とコミュニケーション手段の状況、③資格取得状況、④研修の受講状況、⑤各種知識と技術に関する重要性と研修のニーズに関する意識、の5つの大項目を中心に設問をもうけた。

はじめに、この調査票を記入された方についてお尋ねします。

問1 あなたの性別を教えてください。

i 男性	ii 女性
------	-------

問2 あなたの年齢を教えてください。

i 20歳以下	ii 21～30歳	iii 31～40歳	iv 41～50歳
v 51～60歳	vi 61歳以上		

問3 あなたの聴覚障がいの有無について教えてください。iもしくはiiと答えた場合は、問4、5、6、7もお答えください。

i 聴覚障がいあり	ii 聴覚障がいとその他の障がいあり ()	iii なし
-----------	------------------------	--------

問4 あなたの身体障がい者手帳等級もしくは聴覚障がいの程度について教えてください。

i 1級	ii 2級もしくは100dB以上	iii 3級もしくは90dB以上
iv 4級もしくは80dB以上	v 5級	vi 6級もしくは90dB以上
vii 7級	viii その他 ()	

問5 あなたが聞こえなくなった年齢について教えてください。

(歳頃)

問6 あなたが使用している補聴機器について教えてください。あてはまるものすべてに○をつけてください。

i 補聴器	ii 人工内耳	iii FM 補聴器
iv その他 ()	v なし	

問7 あなたのコミュニケーション方法について教えてください。それぞれ、1 できない、2 あまりできない、3 どちらでもない、4 まあまあできる、5 できるの中から当てはまるもの1つを選んでください。

日本手話で表す	できないーあまりできないーどちらでもないーまあまあできるーできる
日本手話を読み取る	できないーあまりできないーどちらでもないーまあまあできるーできる
日本語対应手話で表す	できないーあまりできないーどちらでもないーまあまあできるーできる
日本語対应手話を読み取る	できないーあまりできないーどちらでもないーまあまあできるーできる
指文字で表す	できないーあまりできないーどちらでもないーまあまあできるーできる
指文字を読み取る	できないーあまりできないーどちらでもないーまあまあできるーできる
口話で話す（声で話す）	できないーあまりできないーどちらでもないーまあまあできるーできる
口話で読み取る（声を聞く）	できないーあまりできないーどちらでもないーまあまあできるーできる
日本語を読む	できないーあまりできないーどちらでもないーまあまあできるーできる
日本語を書く	できないーあまりできないーどちらでもないーまあまあできるーできる
キュードスピーチ	できないーあまりできないーどちらでもないーまあまあできるーできる
触手話	できないーあまりできないーどちらでもないーまあまあできるーできる
その他 ()	できないーあまりできないーどちらでもないーまあまあできるーできる

問8 あなたが勤務している施設の種別を教えてください。

i 情報提供施設	ii 高齢者福祉施設	iii 障がい者福祉施設	iv 児童福祉施設
v 医療機関	vi 精神科医療機関	vii 一般学校	viii 行政
ix ろう学校	x その他 ()		

問9 あなたが勤務している施設は、聴覚障がい者を主な支援対象としていますか。

i はい	ii いいえ	iii その他 ()
------	--------	-------------

問10 あなたの勤務している施設の運営主体を教えてください。

i 社会福祉法人	ii 行政	iii NPO法人	iv 医療法人
v 学校法人	v その他 ()		

問 11 あなたの主な仕事（職種）を教えてください。

i 支援員	ii 相談員	iii 介護職員	iv 手話通訳者
v ヘルパー	vi 管理職	vii その他（	）

問 12 あなたの雇用形態について教えてください。

i 正職員	ii 嘱託職員	iii パート職員	iv 非常勤
v その他（	）		

問 13 社会福祉専門職としての経験年数を教えてください。また（ ）に聴覚障がい者支援に関わる仕事の経験年数を教えてください。

経験年数	年	ヶ月（うち聴覚障がい者支援の経験	年	ヶ月）
------	---	------------------	---	-----

問 14 あなたにソーシャルワーカーとしてのスーパーバイザー（指導者）はいますか。

i はい	ii いいえ	iii その他（	）
------	--------	----------	---

問 15 あなたの最終学歴について教えてください。

i 福祉系高校卒業	ii 福祉系短期大学・専門学校卒業	iii 福祉系大学卒業
iv 福祉系大学院修了		
v 一般高校卒業	vi 一般短期大学・専門学校卒業	vii 一般大学卒業
viii 一般大学院修了	ix 聾学校卒業	x その他（
		）

問 16 あなたは社会福祉士もしくは精神保健福祉士をお持ちかどうか教えてください。

- ・ 取得した場合には取得年度をお書きください。
- ・ 受験資格のみ持っている場合には、受験資格に○をつけてください。
- ・ 現在、受験資格を取るために養成機関にて勉強中の場合には、通学中に○をつけてください。
- ・ あなたの国家資格の受験資格（通学中を含む）及び資格取得の方法やルートについて、添付資料を参考にして番号（第 1 号～第 11 号）で教えてください。

資格名	取得年度	その他	取得ルート
社会福祉士	年度	受験資格・通学中	第 号
精神保健福祉士	年度	受験資格・通学中	第 号

問 17 国家試験を受けたことがある方や受験を予定している方にお聞きします。校内もしくは外部の国家試験対策講座を受けたことがありますか。またその時に情報保障はついていましたか？

i 情報保障があった	ii なかった	iii その他（	）
------------	---------	----------	---

問 23 あなたはどのような研修会に参加していますか。過去3年間に参加した研修会名と主催者名、その内容についてお答えください。

研修会名	主催者名	内容

あなたが日常の支援の中で重要だと感じている専門知識や技術とその研修についてお聞きします。

問 24 それぞれの項目に対して、あなたが日常の支援の中で重要だと感じているかどうかについて、1重要ではない、2あまり重要ではない、3どちらともいえない、4やや重要、5とても重要、の中から当てはまるものにお答えください。またそれぞれの項目について、研修が必要と感じるかどうかについて、1重要ではない、2あまり重要ではない、3どちらともいえない、4やや重要、5とても重要、から当てはまるものにお答えください。

(例) 感音性難聴に関する知識について、とても重要だと感じているが、研修の必要性はあまり感じていないと考えている場合には下記のように丸を付けます。

感音性難聴に関する知識	1-2-3-4-⑤	1-②-3-4-5
-------------	-----------	-----------

聴覚障がいに関すること	重要性	研修の必要性
感音性難聴に関する知識	1-2-3-4-5	1-2-3-4-5
伝音性難聴に関する知識	1-2-3-4-5	1-2-3-4-5
その他の難聴に関する知識	1-2-3-4-5	1-2-3-4-5
聴覚障がいに関わる病気についての知識	1-2-3-4-5	1-2-3-4-5
オーディオグラム（聴力図）の読み方	1-2-3-4-5	1-2-3-4-5
身体障がい者等級に関する知識	1-2-3-4-5	1-2-3-4-5
補聴器に関する知識	1-2-3-4-5	1-2-3-4-5
人工内耳に関する知識	1-2-3-4-5	1-2-3-4-5
補装具の申請方法と知識	1-2-3-4-5	1-2-3-4-5
日常生活用具の申請方法と知識	1-2-3-4-5	1-2-3-4-5
コミュニケーションに関すること	重要性	研修の必要性
言語学の基本的知識	1-2-3-4-5	1-2-3-4-5
手話に関する言語学的な知識	1-2-3-4-5	1-2-3-4-5
手話で表現する能力	1-2-3-4-5	1-2-3-4-5
手話の表現を読み取る能力	1-2-3-4-5	1-2-3-4-5

筆談でのコミュニケーション能力	1-2-3-4-5	1-2-3-4-5
相手の筆談を読み取る能力	1-2-3-4-5	1-2-3-4-5
口話・読話でのコミュニケーション能力	1-2-3-4-5	1-2-3-4-5
触手話でのコミュニケーション能力	1-2-3-4-5	1-2-3-4-5
通訳者との連携・協働方法	1-2-3-4-5	1-2-3-4-5
通訳者を活用するときのマナー	1-2-3-4-5	1-2-3-4-5
手話通訳派遣制度に関する知識と理解	1-2-3-4-5	1-2-3-4-5
要約筆記派遣制度に関する知識と理解	1-2-3-4-5	1-2-3-4-5
聴覚障がい者に関すること	重要性	研修の必要性
ろう者に関する知識	1-2-3-4-5	1-2-3-4-5
難聴者に関する知識	1-2-3-4-5	1-2-3-4-5
中途失聴者に関する知識	1-2-3-4-5	1-2-3-4-5
盲ろう者に関する知識	1-2-3-4-5	1-2-3-4-5
聴覚障がい者の歴史に関する知識	1-2-3-4-5	1-2-3-4-5
ろう（当事者）運動に関する知識	1-2-3-4-5	1-2-3-4-5
ろう文化に関する知識	1-2-3-4-5	1-2-3-4-5
デフジョークに関する知識	1-2-3-4-5	1-2-3-4-5
聞こえない子を持つ家族に関する知識	1-2-3-4-5	1-2-3-4-5
聞こえない親を持つ聞こえる子（コダ）について	1-2-3-4-5	1-2-3-4-5
精神障がいを持つ聴覚障がい者に関する知識	1-2-3-4-5	1-2-3-4-5
知的障がいを持つ聴覚障がい者に関する知識	1-2-3-4-5	1-2-3-4-5
聴覚障がい者の心理に関する知識	1-2-3-4-5	1-2-3-4-5
聴覚障がい者福祉に関すること	重要性	研修の必要性
聴覚障がい者の施設に関する情報	1-2-3-4-5	1-2-3-4-5
ろうあ者相談員に関する情報	1-2-3-4-5	1-2-3-4-5
聴覚障がい者に対応できる医療機関に関する情報	1-2-3-4-5	1-2-3-4-5
聴覚障がい者団体に関する情報	1-2-3-4-5	1-2-3-4-5
地域の手話サークルに関する情報	1-2-3-4-5	1-2-3-4-5
聴覚障がい者教育に関すること	重要性	研修の必要性
ろう学校に関する知識	1-2-3-4-5	1-2-3-4-5
インテグレーション教育に関する知識	1-2-3-4-5	1-2-3-4-5
難聴学級に関する知識	1-2-3-4-5	1-2-3-4-5
情報保障に関する知識と方法	1-2-3-4-5	1-2-3-4-5
新生児聴覚スクリーニング検査に関する知識	1-2-3-4-5	1-2-3-4-5
聴覚障がい児の言語獲得に関する知識	1-2-3-4-5	1-2-3-4-5
ソーシャルワークに関すること	重要性	研修の必要性
相談援助に関する理念	1-2-3-4-5	1-2-3-4-5
専門職としての倫理綱領の理解	1-2-3-4-5	1-2-3-4-5
個別援助技術（ケースワーク）の知識と技術	1-2-3-4-5	1-2-3-4-5

集団援助技術（グループワーク）の知識と技術	1-2-3-4-5	1-2-3-4-5
家族支援の方法と知識	1-2-3-4-5	1-2-3-4-5
ソーシャルワークの基本理論についての理解	1-2-3-4-5	1-2-3-4-5
インテーク（受理面接）の方法と知識	1-2-3-4-5	1-2-3-4-5
アセスメント（事前評価）の方法と知識	1-2-3-4-5	1-2-3-4-5
プランニング（支援計画）に関する方法と知識	1-2-3-4-5	1-2-3-4-5
インターベンション（介入）に関する方法と知識	1-2-3-4-5	1-2-3-4-5
モニタリング（経過観察）に関する方法と知識	1-2-3-4-5	1-2-3-4-5
支援の効果測定に関する方法と知識	1-2-3-4-5	1-2-3-4-5
支援終了の方法と知識	1-2-3-4-5	1-2-3-4-5
ケアマネジメントに関する方法と知識	1-2-3-4-5	1-2-3-4-5
他職種・他機関との連携	1-2-3-4-5	1-2-3-4-5
スーパービジョンの方法と知識	1-2-3-4-5	1-2-3-4-5
記録の方法と技術	1-2-3-4-5	1-2-3-4-5
アウトリーチに関する方法と知識	1-2-3-4-5	1-2-3-4-5
支援に関わる知識に関すること	重要性	研修の必要性
一般医学の知識	1-2-3-4-5	1-2-3-4-5
リハビリテーションに関する知識	1-2-3-4-5	1-2-3-4-5
心理学に関する基本的な知識	1-2-3-4-5	1-2-3-4-5
人の成長と発達心理に関する知識	1-2-3-4-5	1-2-3-4-5
心理検査に関する知識	1-2-3-4-5	1-2-3-4-5
カウンセリングに関する知識	1-2-3-4-5	1-2-3-4-5
精神医学に関すること	重要性	研修の必要性
精神医学一般に関する基本的知識	1-2-3-4-5	1-2-3-4-5
統合失調症に関する知識	1-2-3-4-5	1-2-3-4-5
躁うつ病に関する知識	1-2-3-4-5	1-2-3-4-5
薬物・アルコール問題に関する知識	1-2-3-4-5	1-2-3-4-5
認知症に関する知識	1-2-3-4-5	1-2-3-4-5
発達障がいに関する知識	1-2-3-4-5	1-2-3-4-5
神経症やストレス関連障がいに関する知識	1-2-3-4-5	1-2-3-4-5
人格（パーソナリティ）障がいに関する知識	1-2-3-4-5	1-2-3-4-5
知的障がいに関する知識	1-2-3-4-5	1-2-3-4-5
妄想についての知識	1-2-3-4-5	1-2-3-4-5
幻覚についての知識	1-2-3-4-5	1-2-3-4-5
薬の役割と副作用に関する知識	1-2-3-4-5	1-2-3-4-5
精神保健福祉の支援システムに関する知識	1-2-3-4-5	1-2-3-4-5
精神科の入院制度に関する知識	1-2-3-4-5	1-2-3-4-5
社会福祉制度に関すること	重要性	研修の必要性
障がい者福祉制度に関する知識	1-2-3-4-5	1-2-3-4-5

高齢者福祉制度に関する知識	1-2-3-4-5	1-2-3-4-5
児童福祉制度に関する知識	1-2-3-4-5	1-2-3-4-5
就労支援制度に関する知識	1-2-3-4-5	1-2-3-4-5
地域福祉に関する知識	1-2-3-4-5	1-2-3-4-5
一般的な年金制度に関する知識	1-2-3-4-5	1-2-3-4-5
障がい者年金制度に関する知識	1-2-3-4-5	1-2-3-4-5
生活保護に関する知識	1-2-3-4-5	1-2-3-4-5
医療保険制度に関する知識	1-2-3-4-5	1-2-3-4-5
介護保険制度に関する知識	1-2-3-4-5	1-2-3-4-5
雇用保険制度に関する知識	1-2-3-4-5	1-2-3-4-5
家族手当などの各種制度に関する知識	1-2-3-4-5	1-2-3-4-5
高齢者虐待防止に関する知識	1-2-3-4-5	1-2-3-4-5
児童虐待に関する知識	1-2-3-4-5	1-2-3-4-5
ドメスティックバイオレンスに関する知識	1-2-3-4-5	1-2-3-4-5
スクールソーシャルワークに関する知識	1-2-3-4-5	1-2-3-4-5
更生保護制度に関する知識	1-2-3-4-5	1-2-3-4-5
成年後見制度に関する知識	1-2-3-4-5	1-2-3-4-5
その他に関すること	重要性	研修の必要性
研究や調査方法に関する知識	1-2-3-4-5	1-2-3-4-5
個人情報保護に関する知識と方法	1-2-3-4-5	1-2-3-4-5
社会福祉サービスの経営方法に関する知識と方法	1-2-3-4-5	1-2-3-4-5
介護の技術と方法	1-2-3-4-5	1-2-3-4-5
難病に関する知識	1-2-3-4-5	1-2-3-4-5
手話指導の知識と方法	1-2-3-4-5	1-2-3-4-5
その他 ()	1-2-3-4-5	1-2-3-4-5
その他 ()	1-2-3-4-5	1-2-3-4-5
その他 ()	1-2-3-4-5	1-2-3-4-5
その他 ()	1-2-3-4-5	1-2-3-4-5
その他 ()	1-2-3-4-5	1-2-3-4-5

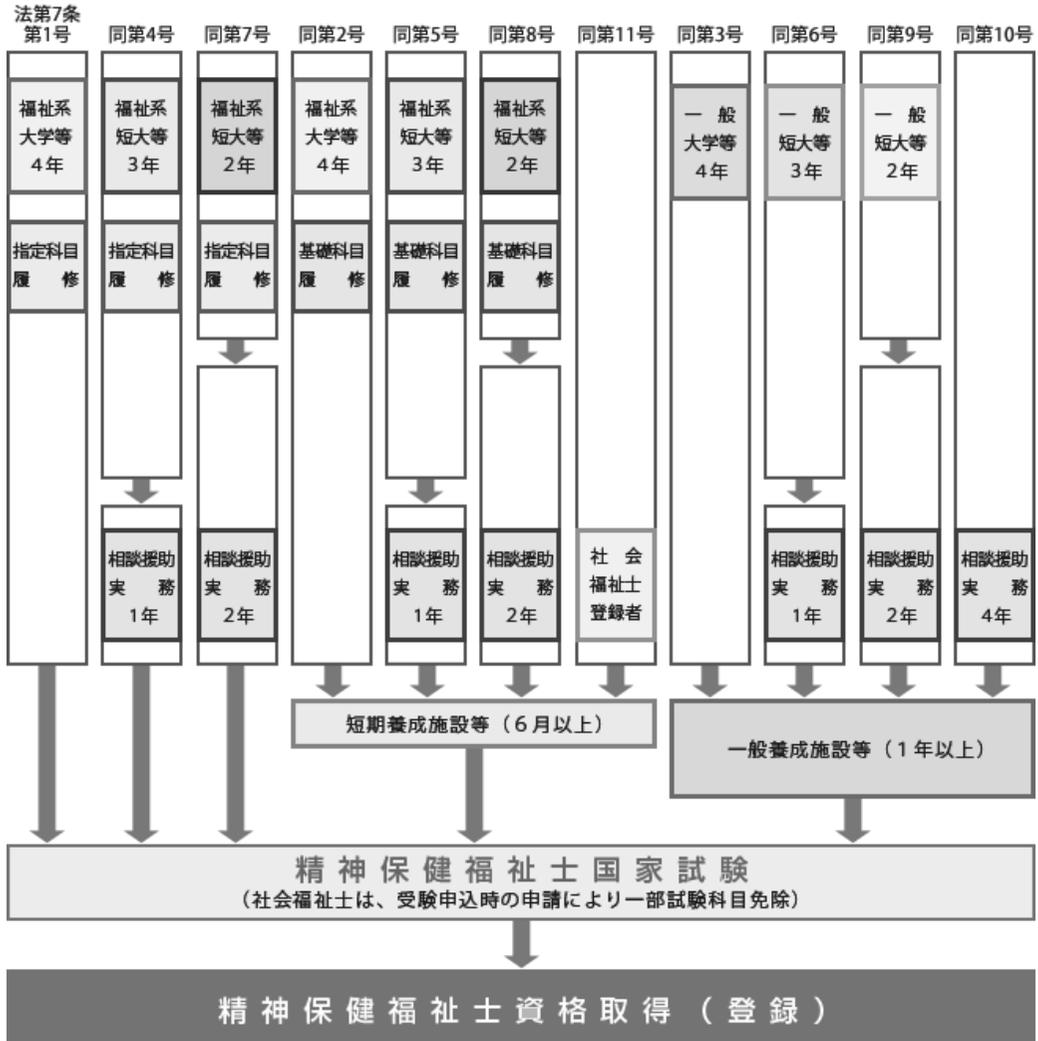
問 25 研修を受ける場合に、受講するときの判断条件について3つ当てはまるものに丸を付けてください。

i 場所	ii 参加費用	iii 講師人選	iv 主催者名
v 内容	vi 時期	vii 情報保障の有無	
viii 職場より研修として認定されること			
ix 聴覚障がいに関わるテーマであること			
x 資格取得につながること			
xi その他 ()			

添付資料

精神保健福祉士資格取得ルート図

自分に当てはまる取得ルートの番号を第1号～第10号から選択して回答してください。



全回答者 151 名中、男性が 51 名 (33.8%)、女性が 100 名 (66.2%) であった。年齢層は、20 代 18 名 (11.9%)、30 代 42 名 (27.8%)、40 代 36 名 (23.8%)、50 代 40 名 (26.5%)、60 歳以上 13 名 (8.6%) であった。回答者のうち、聴覚障がい者は 59 名 (39.1%) であり、2 級以上の重度聴覚障がい者が 51 名であった。

151 名中、日本手話の表現については 3.71、日本手話の読み取りは 3.72、日本語対应手話の表現については 3.97、日本語対应手話の読み取りは 3.88 であった。最も高い数値を示していたのが、書記日本語の 4.76 であり、一方で最も苦手とするコミュニケーション手段としてキュードスピーチ (1.64) が挙げられた。

回答者の主な勤務先として、最も多かったのが障がい者福祉施設 45 名 (29.8%) であり、次に行政 33 名 (21.9%)、聴覚障がい者情報提供施設 30 名 (19.9%) であった。運営母体としては社会福祉法人が 84 ヲ所 (55.6%) と多く、次に行政が 39 ヲ所 (25.8%) であった。職種としては支援員が 45 名 (29.8%)、相談員が 39 名 (25.8%) であり、96 名 (63.6%) が正職員として採用されている。全回答者のうち、108 名 (71.5%) が聴覚障がい者を主な支援対象者として活動していた。しかし、スーパーバイザーがいるかどうかという問いに対しては、57.6% にあたる 87 名がスーパーバイザーがいない、つまりスーパービジョンを受ける機会がないままに勤務している。回答者の聴覚障がい者への支援経験年数は 10.24 年であった。

福祉系の大学を修了したかどうかという問いには、福祉系短期大学や専門学校を修了したのが 15 名 (9.9%)、福祉系大学修了者が 32 名 (21.2%)、福祉系大学院修了者が 1 名 (0.7%) であった。

所有資格については、151 名中 31 名 (20.5%) が社会福祉士もしくは精神保健福祉士の国家資格を所有しており、社会福祉士が 27 名 (17.9%)、精神保健福祉士が 4 名 (2.6%) であった。一方で、社会福祉士の受験資格を有している人が 13 名 (8.6%) であり、3 名 (2%) が取得見込みであった。精神保健福祉士の受験資格については、受験資格を有していると回答した人が 2 名 (1.3%) であった。社会福祉士を取得した年度については 2000 年以降が突出しており、21 名が 2000 年度以降に資格取得している。社会福祉士の受験資格の取得ルートとしては、福祉系大学での指定科目履修を経た人が 14 名と最も多かった。精神保健福祉士は 4 名全員が福祉系大学での指定科目履修によって受験資格を取得している。その他の資格の取得状況については、ホームヘルパー 43 名 (28.5%)、手話通訳士 32 名 (21.2%)、介護福祉士が 28 名 (18.5%)、介護支援専門員 18 名 (11.9%)、教員免許 15 名 (9.9%)、臨床心理士 1 名 (0.7%) の順に多かった。104 名 (68.9%) は資格を未取得であった。今後の資格取得を希望すると回答した人が過半数の 76 名 (50.3%) であり、そのうち希望が最も多かったのが社会福祉士 37 名 (24.5%) であり、次いで精神保健福祉士 22 名 (14.6%) であった。また、何らかの専門職能団体への加入の有無については 47 名 (31.1%) が加入していると回答しており、日本手話通訳士協会への加入が 25 名 (16.6%) と最も多かった。

大学などの養成機関において、聴覚障がいに関する科目を履修したことがあると回答した人は 14 名 (9.3%) のみとなっている。また、過去 3 年間の何らかの研修会への参加の有無については、72 名 (47.7%) が参加していると回答した。

今後の課題として以下のようなことが挙げられる。すなわち、多くの聴覚障がいを持つソーシャ

ルワーカーや相談員にとって、研修の機会を得ることは難しく、また資格の取得もまだ進んでいない現状が明らかになった。今後詳細な分析を通じて、聴覚障がい者に関わるソーシャルワーカーが感じている専門的知識や技術に対する意識や研修の必要性に関するニーズについて探索的に検討していくことが課題である。

2. 手話による国家試験対策講座

音声日本語とは異なる日本手話を主な使用言語とする聴覚障がいを持つ福祉従事者の養成にあたって、障壁となりうることの1つとして、国家試験が挙げられる。聴覚障がい者、特に手話を第一言語とするろう者は、第2言語である日本語での国家試験を受験せざるを得ない状況がある。情報アクセスや手話による国家試験対策講座の意義などについて検討するために、2011年12月に手話による国家試験対策講座及び聴覚障がい者福祉に関する入門講座を試行開講した。その中で国家試験を受けようとする、または国家試験を受験したことがある聴覚障がい者が言語的差異によって国家試験に受かりにくい、また国家試験対策講座に参加しづらい等の現状を把握することができた。今後、手話による国家試験対策等、聴覚障がい者でソーシャルワーカーを目指す者の支援のあり方について教材の開発を検討する必要がある。

講座は2011年12月23日～25日、新宿を会場として開催した。参加者は全19名であり、女性16名(84%)、男性3名(16%)の参加があった。参加者の年齢は20歳代が10名(56%)、40代6名(33%)、50代と60代がそれぞれ1名(6%)であった(図1)。聴覚障がいの参加者は、10名であり、手話を使う聴者の参加は9名であった。

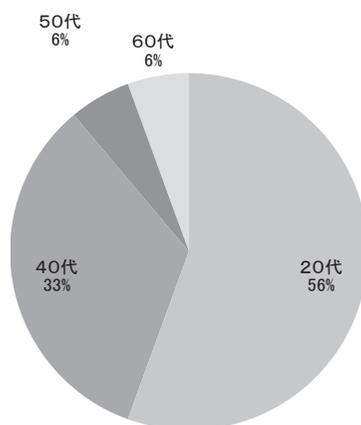


図1 参加者の年齢の分布 n=19

取得を目指している資格として、社会福祉士が10名（50%）と多く、次に精神保健福祉士5名（25%）であった。しかし、3名は取得を検討中とし、2名が取得済であったが再学習のために参加したとの回答があった。具体的な受験予定について問うと、2011年度から2014年度までの4年間にわたって、それぞれの回答者の国家試験受験が予定されていることがわかった（図2）。

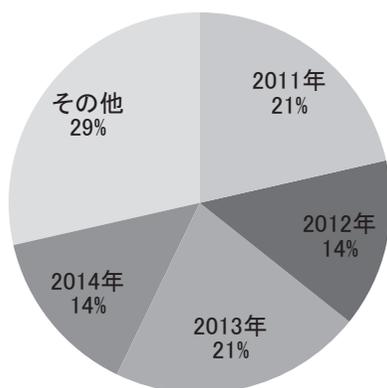


図2 国家試験受験予定の年度 n=14

受験資格のルートについては4年制大学通学を通じて取得したケースが6名（34%）と最も多かった（図3）。

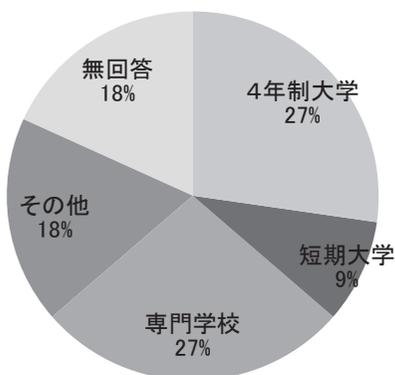


図3 受験資格の取得ルート n=18

受験資格を取得した学校の種別については通学制よりも通信制の養成機関を通じて受験資格を取得したケースが9名（11%）となっていた（図4）。なお、これまでに国家試験対策講座を受けたことがある参加者5名全員が情報保障が公的に設置されなかったと回答しており、うち3名が個人負担で依頼して情報保障をつけた、説明の原稿のコピーを依頼した、となっており、国家試験対策における情報保障の課題が浮かび上がった。

最後に手話による国家試験対策への参加の感想を自由記述にて問うと、下記のような声があった。

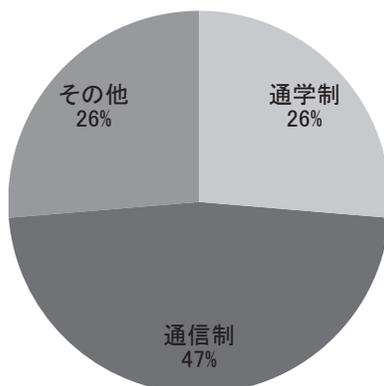


図4 学校の種別 n=19

A / 授業では主に手話通訳をつけて受けているが、日本語が難しく、今回の講座はろう者の講師が直接教えているのでとても分かりやすかったです。これからも。こういう講座があったらどんどん参加してみたいです。聴覚障がい者福祉の専門職を目指しているので、日本社会事業大学の講義も受講してみたいです。

B / 3日間を通じて、いろいろなことが勉強になりました。まだ今も、社会福祉士・精神保健福祉士の資格を取得しようか検討中ですが、(聴覚障がいを持っている人と会う機会がないため) 漠然としています。これをきっかけになればと思い受講しました。今回だけでなく、これから、続けて行ってほしいです。時間についてはもう少し長くして深く講義してほしいと思いました。

C / 手話を用いてただけだったので、とてもわかりやすかったです。

D / 聴者向けはあって、聴障者向けはないという格差がなくなる機会になればと切に願っている。

E / 対策講座は受験するには必須と思うが、ろう者に一般の講座は受けにくい。同じろう者から手話による講義が受けられるのは非常に理解も進むし、ありがたいです。

F / 社会福祉士に限らず、色々な所で行われている講座には手話で説明されているものはないので、貴重な機会だと思います。来年度以降も続けて欲しい。

G / 科目ごとの集中講座があるとよい。法律、制度など改正した年は、そのポイント

など学びたい。また、総論、各論も含めて継続的に学ぶ場は必要だと思う。聴覚障がい者の相談事例はなかなか触れることが出来ないので、大変参考になった。

H／聴覚障がい者に対する具体的な相談や支援の事例もとても参考になった。来年度から相談を含む仕事に就くので勉強ができた。その事業が条件に合っていれば4年働いてから（高卒のため）試験を受けたいと思います。ありがとうございました。

I／私は2～3年後の試験を受ける立場での参加なので、対策講座よりも、ろう者・難聴者のSWによる実践の話が聞けて大変勉強になった。学校で学ぶ社会福祉の講義では、聴覚障がい分野に特化したものがないので、このような講座を多くやって欲しいと思う。

L／大変勉強になりました。精神保健学についても手話で学べる場がある事が素晴らしいと思います。社会事業大学で、健聴社会人もろう者と一緒に学びたいと思っています。夜間通える時間が増えるといいなと思います。

多くの参加者が、通信制大学で学んでいることも関連して、国家試験対策に関して機会が制限されている状況が考えられた。また、国家試験対策講座を受講しても情報保障が設置されていない現状がうかがえる。今後の聴覚障がい当事者養成の課題である。

3. 社会福祉系大学等に在籍する聴覚障がい学生に関する調査

このような状況の中、最も急務なのは日本の大学等における聴覚障がいソーシャルワーカー養成である。平成24年度には社会福祉系大学の状況についてアンケート調査を行った。279校全国大学・短期大学・専門学校に依頼して81校より返信をいただいた。現状の課題と今後の具体的な改善策を明確にするため、アンケートの問いごとにその結果を以下に示す。

(1) 貴大学の概要について、教えてください。

問1 運営母体について、当てはまるものに1つチェックをつけてください。

国立	3%
公立	8%
私立	70%
その他	

問2 学校の種別について、当てはまるものに1つチェックをつけてください。

4年制大学	63%
短期大学	2%
専門学校	14%
その他	2%

問3 取得可能な社会福祉系の資格名について当てはまるものに、すべてチェックをつけてください。

社会福祉士国家試験受験資格	75校
精神保健福祉士国家試験受験資格	59校
介護福祉士	32校
保育士	23校
福祉科教員免許	33校
その他の教員免許	29校
特別支援学校教員免許	20校
その他	8校

問4 在籍する学生の総数について教えてください。

在籍する学生総数 81校
全合計 208,404人（平均2742.1人）

問5 教員の総数について教えてください。

教員の総数 81校
全合計 8545人（平均113.19人）

問6 聴覚障がい（教育・福祉など）を専門分野とする教員が所属していますか。

はい	18校
いいえ	57校
その他	4校
無回答	2校

問7 障がいを持つ教員が在籍していますか？

なし	45校
あり	34校
無回答	2校

「あり」の場合、差し支えなければ、該当する教員について教えてください。

聴覚障がい	5校
視覚障がい	6校
肢体不自由	23校
内部障がい	4校
発達障がい	0校
高次脳機能障がい	0校
精神障がい	2校
その他	0校

(2) ろう・難聴学生および修学支援について、教えてください。

問1 ろう・難聴学生の受け入れの現状について教えてください。

基本的には受け入れる	61校
条件付きで受け入れる	11校
基本的には受け入れない	7校
無回答	2校

「条件付で受け入れている」の場合、差し支えなければ、条件を教えてください。

実習先を自分で確保すること	0校
授業等の情報保障は自分で用意・負担すること	2校
聴力を活用し、音声によるコミュニケーションが可能なこと	4校
その他	4校

「基本的に受け入れていない」の場合、差し支えなければ、理由を教えてください。

- ・希望があれば入学を受け入れるが、現在のところ入学者はいない。
- ・当人に手話能力があっても実習先、施設利用者にその能力を期待できず、実習先配属ができないことが予想される。また、実習配属が可能となり資格取得できた場合も、資格を生かした就職が難しいことが予想されるため。
- ・ろう・難聴学生を教える先生を採用していない。
- ・実績がない。

問2 貴校にろう・難聴学生は在籍していますか。

過去にも在籍したことがなく、現在も在籍していない	21校
過去に受け入れ経験があるが、現在は在籍していない	21校
在籍している	39校

「在籍している」の場合、在籍しているろう・難聴学生の人数についてお答えください。

手話を主に活用するろう学生	61人
音声言語を主に活用する難聴学生	124人
盲ろう学生など、視聴覚重複学生	3人
その他の聴覚重複学生	5人

問3 貴校では、障がい学生支援に関する規則（学則・規程等）がありますか。

はい	59校
いいえ	21校
無回答	1校

「はい」の場合、具体的に当てはまるものにチェックをつけてください。

障がい学生支援に関する規則（学則・規程等）がある	16校
障がい学生及び障がいを持つ教職員支援に関する規則（学則・規程等）がある	2校
その他	5校
無回答	58校

問4 障がい学生支援室など、障がい学生支援を担当する部署を設置していますか？

未設置	31校
設置を検討中である	2校
その他	6校
設置はしていないが、障がい学生の支援を担当する職員がいる	15校
設置はしていないが、障がい学生の支援を担当する教員がいる	2校
設置している	18校
無回答	7校

「設置している」の場合、スタッフの設置状況について教えてください。

手話でコミュニケーションができる専門スタッフが配置されている	1校
手話ができない専門スタッフが配置されている	5校
事務職員が障がい学生支援専従として配置されている	6校
事務職員が他業務と兼任で配置されている	11校
障がい学生支援専門の教員が配置されている	2校
教員が障がい学生支援業務を兼任している	10校
設置を検討中である	0校
その他	1校

問5 手話サークルなどの聴覚障がい者に関わる学生グループはありますか。

いいえ	23校
その他	6校
はい	52校

「はい」の場合、ろう・難聴学生支援における当該学生グループと学校との協力関係に当てはまるものにチェックをつけてください。

支援の運営は学校が主体となっており、必要ときに支援を依頼するなどの協力関係にある	2校
学生グループが主体となっており情報保障の支援を運営・提供している	13校
特に協力関係はない	13校
その他	3校

問6 ろう・難聴学生の修学に必要な支援について、現在、提供している・できる支援について当てはまるものをすべてお答えください。

学生による手話通訳	11校
学生によるノートテイク	49校
学生によるパソコンテイク	26校
手話通訳士または地域登録者による手話通訳	11校
学外の要約筆者によるノートテイク	12校
パソコンテイク派遣団・要約筆者	8校
修学相談	47校
心理カウンセリング	27校
ビデオ教材字幕付け	7校
テープ・文字起こし	9校
チューター又はティーチングアシスタント活用	14校
試験時間延長	20校
別室試験受験	24校
解答方法配慮	23校
パソコンの持込使用許可	14校
注意事項等文書伝達	25校
使用教室配慮	21校
教室内座席配慮	43校
F M補聴器・マイク使用	17校
講義内容録音許可	21校
その他	7校

問7 学生募集要項に入試の際の支援申請手続きについての記載がありますか。

いいえ	35校
はい	45校
無回答	1校

「はい」の場合、具体的な記載事項はなんでしょうか。あてはまるものをすべてお選びください。

支援申請手続き	16校
問い合わせ窓口電話番号	32校
問い合わせ窓口メールアドレスまたはF A X	23校
その他	4校
無回答	6校

問8 学生募集要項に、ろう・難聴学生に対する配慮・支援について記載がありますか。

いいえ	70校
はい	8校
無回答	3校

「はい」の場合、具体的な記載事項は何でしょうか。

<ul style="list-style-type: none"> ・身体に障がいのある者で、受験上特別な配慮を必要とする志願者（日常生活において、ごく普通に使用されている補聴器、松葉杖、車椅子等を使用して受験をする場合も含む）については、受験を希望する試験の出願受付の1ヶ月前までに、必ず入試広報グループに連絡をすること。本学でその内容を審査したうえ、それぞれの障がいの種類・程度に応じた特別措置を決定する。なお、必要に応じて事前に面談を行うこともある。 ・入試要項には授業等への配慮支援の記載はないが、大学HP上には入学後の支援申請について記載はある ・「身体に障がいがある者は、受験上特別な配慮を必要とする場合があるため、受験方法等について入試課に問い合わせること」と問い合わせ期間の記載 ・要項に記載はありませんが、そのケースによって関係者と協議して可能な限り支援しています。 ・個別申請できる。 ・受験にあたって特別な措置を希望する場合は出願時に入試広報室に申し出ること。 ・入学を志望する方で、障がい（視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由及び病弱）を有する等、受験上及び就学上の特別な配慮を希望する場合は、あらかじめ出願の前に、下記の期日までに申し出てください。相談期限〇年〇月〇日
--

問9 ろう・難聴学生に対する配慮・支援を行うにあたって必要な手続きはありますか。

障がい者手帳の写しの提出を求めている	28校
医師の診断書の提出を求めている	15校
配慮願いに關する所定の様式への記入・提出を求めている	21校
相談を求めている	44校
その他	8校
支援は実施していない	15校

問 10 ろう・難聴学生に対する配慮・支援の可否をどのようにご判断されていますか。

障がい者手帳の有無で判断している	14校
医師の診断書の内容で判断している	6校
学校独自の基準がある	24校
その他	26校
無回答	11校

「学校独自の基準がある」の場合、差し支えなければ、下記枠内にご記入ください。

<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者手帳及び医師の診断書の内容も参照するが、面談により学生個々の要望やニーズを把握した上で個々に応じた配慮・支援内容を検討している。 ・障がい学生委員会で総合的に判断する。 ・学生本人（もしくは保護者）から要望があれば、できる支援から始めていくということが基本姿勢です。 ・学生、保護者からの申し出（配慮願い）により個別に対応を検討し実施している。 ・相談内容により判断。 ・手帳又は診断書が基本であるが、その他の形で本人 or 保護者からの申し出にも対応。 ・いろいろなケースにより、学生さんの負担を少なくできる事をその都度考慮、実施している。 ・障がい学生アドバイザーによる面接を行い、アドバイザーが支援を要すると認めた学生。 ・相談を行い必要な判断をする。 ・これまでに実績がない。 ・本人の希望および本人の状況を聞き取り配慮内容を検討。 ・高等学校と本人からの申し出により確認。 ・オージオグラム コミュニケーションスキル
--

問 11 オープンキャンパスや学校公開イベントにおいて、ろう・難聴学生のために情報保障を実施していますか。

申し出にかかわらず支援を用意している	2校
申し出があれば実施する	26校
申し出があれば検討するが、予算や人員次第で実施の可否を決定する	25校
その他	6校
実施していない	20校
無回答	2校

「申し出にかかわらず支援を用意している」・「申し出があれば実施する」の場合、用意している方法・可能な方法について教えてください。

手話通訳	14校
ノートテイク	20校
パソコンテイク	13校

問12 入試において情報保障を実施していますか。あてはまるものにチェックをつけてください。

申し出にかかわらず支援を用意している	1校
申し出があれば実施する	23校
申し出があれば検討するが、予算や人員次第で実施の可否を決定する	25校
その他	12校
実施していない	19校
無回答	1校

「申し出にかかわらず支援を用意している」・「申し出があれば実施する」の場合、用意している方法・可能な方法について教えてください。

手話通訳	10校
ノートテイク	12校
パソコンテイク	7校

問13 教職員に対してろう・難聴学生支援に関する研修・啓発活動を実施していますか。

いいえ	54校
その他	4校
ろう・難聴学生を受け入れたことがないため、実施したことがない	8校
はい	14校
無回答	1校

「はい」の場合、差し支えなければ、どのような研修・啓蒙活動を実施しているか、下記枠線内にご記入ください。

- ・全教員に対して、授業支援においての内容説明、協力依頼等をしている。
- ・授業・試験での留意・注意事項を書面にて非常勤講師の先生方も含めて配布している。
- ・「障がい者理解とサポートガイド」を配布して自己研修できるように配慮している。
- ・文書による。
- ・要約筆記講座（講習会）を開催（過去において）
- ・学部内 FD 研修で実施している。
- ・現在は障がい学生が在籍していないため、実施していない。
- ・支援懇談会や FD 研修の中で、聴覚障がいや支援方法について説明を行っている。
- ・年度はじめに、障がいのある学生への支援の方法をお知らせしている。授業担当者には個別に配慮願をしている。
- ・学生の聴力損失、聞こえの状態、コミュニケーションスキル他を学科会議で説明する。

問 14 学生向けに、手話通訳を学ぶための講習会を実施していますか。

いいえ	53 校
その他	2 校
ろう・難聴学生を受け入れたことがないため、実施したことがない	5 校
はい	19 校
無回答	2 校

「はい」の場合、どのように行っているか、養成研修の頻度や講師の確保方法などを教えてください。

- ・ノートテイク講習会
- ・手話の授業を設置している。講師は栃木県聴覚障がい者協会に依頼している
- ・週 1 回、手話勉強会を開催（2 時間程度）。外部講師に依頼。
- ・手話講習会（年 2 回実施）。講師は特別支援学校の先生、参加学生は 20 名前後。
- ・講義の中で年間 15 時間～60 時間で実施している。講師は、聴覚障がい者協会より手話通訳士を派遣してもらっている。
- ・授業において実施。（前期：コミュニケーション技術・手話）
- ・希望の学生が近くの学校で行っている講習会に参加している。
- ・授業の科目として設定。
- ・保育学科、医療福祉事務学科のみ授業で実施。

- ・講義の中で。
- ・学生の手話サークル。
- ・「手話入門」という科目（選択科目）があり、大阪ろうあ会館より講師派遣している。
- ・授業として、手話通訳科目がある。
- ・週1回あるいは月2回程度、ろう学生と支援学生が有志の形で勉強会を実施している。
- ・どの学科にも手話の授業あり。
- ・ランチタイムの時間を活用し、「手話で楽しく話そう！」を学生主体で行っている。
- ・介護福祉士学科については、手話の講義を導入している。講師は県の聴覚障がい者協会の覇権申請を行っている。
- ・科目として（30時間）選択できる。（手話・点字）非常勤講師。
- ・正課科目として開講しています。講師は個人的なつながりをきっかけとして毎年度担当してもらっています。
- ・学科によって手話の授業を開講している。

問 15 学生向けに、ノートテイクを学ぶための講習会を実施していますか。

いいえ	48校
その他	3校
ろう・難聴学生を受け入れたことがないため、実施したことがない	5校
はい	24校
無回答	1校

「はい」の場合、どのように行っているか、養成研修の頻度や講師の確保方法などを教えてください。

- ・ノートテイク勤務学生を講師に年1回実施
- ・年に1度（2日間）外部講師を招いて講習会を実施している
- ・教育が関連資料を学生に配布し、自学習が成立するようサポートを行っている（正式な要請研修ではありません）
- ・研修は年2回（4月、10月）に実施。講師は市の紹介によるボランティアサークルへ依頼している
- ・月1～2回テイク講習会を開催（2時間程度）。先輩学生が講師となる。ろう・難聴学生もアドバイザーとして参加する。
- ・ノートテイク養成講座を年2回開催している。方法：外部講師を依頼している。対象：学生・地域の方
- ・生涯学習センターで年2回の短期講習（一般向け）を行い、本学学生も参加できる。

- ・ノートテイク講習会（年に1回で週1回の2週つづきで開催）。講師は手話通訳等派遣センターの方。参加学生は20名前後。
- ・登録した学生に1～2時間程度の研修を教員がしています。
- ・希望する学生を集めて説明し、ノートテイクの基本を理解させている。
- ・年2回（各3h）、情報センターへの講師依頼。
- ・養成研修は年に1回。みやぎDSCの方をお招きして研修して頂いている。
- ・過去においてろう学生が在籍していた時期に開催。地元の要約筆記団体に依頼。
- ・現在障がい学生が在籍していないため、実施していない。
- ・年1～2回、講師は教員（聴覚障がい専門）が行う。
- ・年に2回授業（集中講義）として実施。講師は教員・TA・支援学生団体の養成スタッフ。
- ・希望者が集まれば随時開催する。講師は障がい学生支援を担当する職員。
- ・ボランティアセンターで実施。年に数回。
- ・年2回、春・秋3日間、12時間の講習、及び研修と実際の授業で研修を、2回程度行っている。講師は全て学生が中心となり、マニュアル作成等行っている。
- ・障がい学生支援センターの行事としてノートテイク体験会を実施しています。

問16 学生向けに、パソコンノートテイクを学ぶための講習会を実施していますか。

いいえ	59校
その他	0校
ろう・難聴学生を受け入れたことがないため、実施したことがない	5校
はい	15校
無回答	2校

「はい」の場合、どのように行っているか、養成研修の頻度や講師の確保方法などを教えてください。

- ・PCテイクの学生を講師として年1回実施
- ・年に1度（2日間）外部講師を招いて講習会を実施している
- ・教育が関連資料を学生に配布し、自助学習が成立するようサポートを行っている（正式な要請研修ではありません）
- ・月1～2回テイク講習会を開催（2時間程度）。先輩学生が講師となる。ろう・難聴学生もアドバイザーとして参加する。
- ・ノートテイク養成講座を年2回開催している。
方法：外部講師を依頼している。対象：学生・地域の方
- ・教員の部屋にセットしておいて、いつでも学生が操作できるようにしている。

- ・年に2回程度、市役所。
- ・現在障がい学生が在籍していないため、実施していない。
- ・ボランティアセンターで実施。年に数回。
- ・年2回、春・秋3日間、12時間の講習及び研修と実際の授業で研修を2回程度行っている。
Iptalk を利用し、講師は学生が中心となり活動している。
- ・障がい学生支援センターの行事としてパソコンテイク体験会を実施しています。

問 17 ろう・難聴学生支援を周知・啓発するパンフレット等の作成配布をしていますか。

はい	11校
いいえ	59校
その他	3校
ろう・難聴学生を受け入れたことがないため、実施したことがない	7校
無回答	1校

問 18 ろう・難聴学生支援に関するマニュアルの作成配布をしていますか。

はい	14校
いいえ	57校
その他	2校
ろう・難聴学生を受け入れたことがないため、実施したことがない	7校
無回答	1校

問 19 ホームページでろう・難聴学生の修学支援情報の公開をしていますか。

はい	12校
いいえ	58校
その他	2校
ろう・難聴学生を受け入れたことがないため、実施したことがない	8校
無回答 1	1校

問 20 ろう・難聴学生や障がい学生向けの奨学金制度の紹介・情報提供をしていますか。

いいえ	59校
その他	5校
はい	15校
無回答	2校

「はい」の場合、差し支えなければ、どのような奨学金制度がありますか。当てはまるものにチェックをつけてください。

学内の障がい学生向けの奨学金を設立・紹介している	2校
学外の障がい学生向け奨学金を紹介している	4校
日本学生支援機構の奨学金を紹介している	14校
その他の一般奨学金を紹介している	6校
その他	1校

問 21 演習や実習以外の講義に情報保障を配置する場合、どのような方法が可能ですか。当てはまるものすべてにチェックをつけてください。

手話通訳を全日程または大部分の日程で配置することが可能	3校
手話通訳を一部の日程で配置することが可能	6校
パソコンテイクを全日程または大部分の日程で配置することが可能	10校
パソコンテイクを一部の日程で配置することが可能	12校
ノートテイクを全日程または大部分の日程で配置することが可能	20校
ノートテイクを一部の日程で配置することが可能	25校
情報保障は実施していない	13校
その他の支援を行っている	7校
これまでに、ろう・難聴学生の講義履修の実績がない	15校

問 22 相談援助演習や実習指導演習など、実習に関する演習科目でどのような支援が可能ですか。当てはまるものすべてチェックをつけてください。

手話通訳を全日程または大部分の日程で配置することが可能	3校
手話通訳を一部の日程で配置することが可能	7校
パソコンテイクを全日程または大部分の日程で配置することが可能	7校
パソコンテイクを一部の日程で配置することが可能	9校
ノートテイクを全日程または大部分の日程で配置することが可能	14校
ノートテイクを一部の日程で配置することが可能	23校
情報保障は実施していない	13校
その他の支援を行っている	8校
これまでに、ろう・難聴学生の講義履修の実績がない	24校

問 23 ろう・難聴学生の社会福祉士現場実習での支援を行うにあたって、実習場所や支援方法については、どのような方針でしょうか？可能な限り具体的にご記入ください。社会福祉士の履修コースがない場合にはご記入いただく必要はありません。

- ・担当（実習）教員が学生と具体的に相談かつ、担当教員が実習先に調整をおこなっている
- ・現在まで事例なし
- ・ろう・難聴学生の現場実習にあつては、一般施設では人的に整っていないところが多い。そこで障がい者福祉施設に対し実習受け入れを依頼している。これまで数名の学生で経験済み
- ・現在、人間福祉学科では2名（2年制と3年生）のろう・難聴学生を抱えているが、うち3年生は実習を受ける意思はない。2年生の学生については実習を受ける希望だが、今後（初めての試みなので）、その実習先及び支援方法などの方針について検討していく予定である
- ・行政・社協等であれば受け入れは可能であるが、講義型式の実習が中心になってしまうため実習計画の具体的な打ち合わせ支援が教員として必要。当事者団体、ピアカウンセラーとの違いは実習先でも打ち合わせ必要
- ・ろう・難聴学生の入学実績なし
- ・実習場所については、特に定めた方針はない。希望者があった場合には受け入れていただける施設を大学が探している。支援方法としては、実習生の希望を聴きながら個別に対応する。過去の実績としては、数年前に聴覚障がい学生1名が実習を希望した際、手話による指導ができる施設を大学で探し出し、受け入れてもらった例がある。
- ・これまで、経験がないため特に方針はありません。
- ・当該学生を主体にできる限りニーズに応えられるよう個別対応している。
- ・本人の希望と受入先の条件が合致したところをコーディネートすることを方針としている。（例）手話のできる職員がいる施設。施設にいる利用者也手話・口話ができる。
- ・当該学生の障がいの程度に応じてその都度判断する。
- ・実習先の選択に配慮している。
- ・実習機関に対して障がい学生の障がい程度（状況）等を事前説明し、事前オリエンテーションにおいても実習担当教員と当該学生とで綿密な実習計画を検討している。
- ・巡回時並びに帰校日対応においても、担当教員と当該学生とで実習について話し合っている。
- ・個別指導。
- ・本人の希望に合わせて病院実習とした。
- ・実習先との連携をとり実施した。
- ・聴覚障がい児・者を主な支援対象とする施設を実習先として確保する。
- ・実習場所については、学生の状況を理解、配慮してくれる指定実習機関を想定。
- ・実習指導者、学生、実習指導教員の事前の情報共有と配慮、想定される事項への対処方法

の確認。

- ・実習機関の利用者に対して学生の状況、必要な配慮についての情報共有の方法の協議と理解を促すための工夫と実施。
- ・実習中の学生と実習指導者、実習担当教員の情報交換の方法の明確化。
- ・実習中の学生のコミュニケーションツールの工夫。
- ・受入先の理解を得るように本人の希望を聞いて行う。障がいの有無は関係なく行う。
- ・学生と実習先と受け入れから支援方法まで含めた部分で協議を行う。
- ・本人の希望と実習先の負担を考慮する。
- ・実習先として、難聴児のいる旧ろうあ児施設を開拓し、引き受けて頂きました。聴者の学生と共に実習に行きましたが聴障の学生がリーダーを取っている場面もあり、有意義な実習ができたようです。
- ・実習先への説明。
- ・実習担当職員との打ち合わせ。
- ・実習施設との協議を行い、コミュニケーション方法、受け入れ体制づくりなど事前準備を十分に行い実施している。
- ・また巡回指導、連絡体制等に細心の準備をしている。
- ・実習施設との連携のもと、安全かつ、できるだけ効果的な実習が行える場所において行う。従って、当該学生の配属を全て満たすのは困難な場合もある。
- ・ろう・難聴学生の現場実習は経験していない。出来るだけ、職歴に聴覚障がいに対する専門性や理解がある施設を選び配属することになるだろう。
- ・ノートテイクや手話通訳を大学として、準備できるかどうかは分からない。
- ・本人の希望により聴覚障がい者施設において実施した。
- ・個別ニーズに応じて、できることを関係教職員と大学全体（学生部）で検討。
- ・実習施設との話し合いを行う。
- ・本人の強い意志がある限り、実習の受け入れについて確保する努力を行う。ただし、社福実習として限られたごく一部の施設・機関に限られていることについて本人の了解を得た上でとなる。
- ・今後、検討していく。
- ・①実習先との調整により、受入を可とした施設にする。また、実習先と教員とが密な関係にあることが望ましい。②実習学生と1. 実習の意志確認、2. 自分が対応できること、3. 実習先に望むこと、などを含めて、面談する。(過去1名のみ)
- ・①補聴器使用ができる学生には補聴器をつけさせ、聞こえの状態や配慮を要する点等を学生本人と一緒に確認する。②要する配慮事項に合致する実習環境の選択（可能な限り、本人の希望する分野での実習先を探す）③選定した実習先に学生の状態、配慮を要する事項等を伝え、受入の可否を検討してもらう。④巡回指導の際等に状況を確認し、適宜調整を図る。※学内実習委員会で確認されている手続です。
- ・実習先と（学生の状況について）実習担当教員とで、綿密に話し合いを行って実施した。

- ・入学実績がないため、検討したことがない。
- ・学生ボランティアを組織して対応してきた。
- ・手話が使用できる実習先に委嘱を行う。
- ・以下の理由により、確たる方針はありません。①平成21年の法令改正により実習指導者の条件が厳しくなり、このため、実習先を選ぶ余裕がありません。(実習場所、支援方法に選択の余地なし。)②また過去において、ろう・難聴学生が「社会福祉士の履修コース」に在籍したことがありません。ろう・難聴学生が、「社会福祉士の履修コース」を希望したときに実習先の確保を含め、改めて検討することになります。
- ・当該の施設と話し合い可能な施設で実施。
- ・実際には実習に至らなかったが、「希望」と意思表示があった段階では、聴覚障がい者の更生施設に打診した。
- ・実習生と十分協議の上、受入れについて検討していただく。また個別のフォローアップが必要な場合には、配慮していただく対応をお願いする。
- ・①全学生に実習先施設の希望を聞き、希望に応じた実習先を調整する。障がい学生についても同様に希望を聞き、希望に応じた実習先を調整する。(実習施設の種類は限定していない。)②障がい学生の場合は、(ろう・難聴に限らず)本人の障がい程度を踏まえ、実習先と大学とで実習プログラム内容について検討を行ったうえで実施している。
- ・実習生、実習指導者、教員が連携しやすい、大学から近い施設(徒歩10分程度)を実習場所としている。実習前に①実習生と教員で実習先を訪問し、実習にあたって必要な支援を三者で確認する。②本実習前に事前実習を数回設定し実習のイメージをつける。などの支援を行っている。
- ・実習担当職員と個別面接をし、実習先を決める。実習先には通訳は原則つけないので、ろう学生の場合は、手話ができる職員がいらっしゃる施設をお願いする場合がほとんど。
- ・特になし。学生や実習生と相談。
- ・聴覚障がい当事者が相談員として従事する複数の施設・機関に実習生の受け入れを依頼し、本人および教員による事前訪問を経て、実習の受け入れの可否を判断いただいている。実際にご指導いただいた就労移行支援事務所では、職員間の会話や、利用者とのコミュニケーションも手話が用いられている。
- ・実習先の理解を得るようあらかじめ伝える。実習先施設に聴覚障がい者施設があるので、その施設に実習を依頼する。(教員に聴覚障がい者がいる。)
- ・実績がないため方針も未定。
- ・支援がなくても、自力で実習が可能ないようにろうあ児施設に実習受け入れをお願いしている。
- ・基本的に一般学生と同じ内容で実習を行います。学生から支援の希望があれば、支援内容を検討します。
- ・特に決めていない。
- ・該当なし。

- ・実習実績がないので方針なし。
- ・社会福祉士現場実習に対しては、講義保障と同じように、学生と支援方法を話しあいながら支援をおこなっている。
- ・まだ話しあっていません。
- ・本校では、障がいの種類に関わらず、正課授業（社会福祉士、精神保健福祉士実習を含む）において必要な介助者、ボランティアの確保は、学生自身で行うようにしています。将来社会に出るにあたって支援者の確保、社会資源の活用は不可欠であるため、自分でコーディネートできる力をつけてもらいたいという狙いもあります。ただし、ボランティアの確保方法については、障がい学生支援センターと実習センターが連携しながら学生の相談にあたっています。実習に関する学生への具体的な支援方法（手順）としては、①障がい学生支援センターを通して実習センターで把握した障がい学生に対し、実習センターの教員が個別面接を行い実習先の希望や施設側に配慮してほしい点などを確認②学生が希望した施設へ実習センター教員から連絡し、障がい学生の受け入れについて打診③施設側が受け入れに対し不安がある場合や、障がいが重度の場合には実習センターの教員が学生を同伴し施設と話し合い、実習にむけての課題や導入可能な支援（障がい学生支援センターに登録している学生ボランティア）等について調整します。
- ・入学実績、予定はなく考えていない。
- ・該当学生と話し合い、支援の方法や可能性を検討する。その上で学生に適した実習先と話し合いを持ち、実習先を確保する。
- ・実習先を本人と相談・調整。

問 24 ろう・難聴学生の精神保健福祉士現場実習での支援を行うにあたって、実習場所や支援方法については、どのような方針でしょうか？可能な限り具体的にご記入ください。精神保健福祉士の履修コースがない場合にはご記入いただく必要はありません。

- ・担当（実習）教員が学生と具体的に相談かつ、担当教員が実習先に調整をおこなっている
- ・聴覚障がい学生受け入れ可の実習先を捜す。手話ができるスタッフがいる実習先に最後はお願いする。担当教授は手話通訳士なので、個別相談は問題ない。
- ・学生本人に聴覚障がいをもちつつどのようなPSWとしての援助を行うつもりかコミュニケーションはどうするのか、しっかりと自覚させてから実習に臨む予定である。
- ・現在まで事例なし
- ・臨床心理学科に精神保健福祉士の履修コースがある。臨床心理学科にろう・難聴学生が在籍したことはないが、もし入学者がいたとしたら障がい者福祉施設に頼み込んで現場実習を依頼する予定である。
- ・4年生次直前になってから実習希望を聴取することになっているため、現段階では、学生の意向をまだ把握できていない

- ・ろう・難聴学生の入学実績なし
- ・聴覚障がいのある実習生が出た際に個別に対応する。これまでの実績はなし。
- ・実績なし（個別対応）
- ・実習機関に対して障がい学生の障がい程度（状況）等を事前説明し、事前オリエンテーションにおいても実習担当教員と当該学生とで実習計画を。
- ・事例があれば支援内容を検討する。
- ・実習場所については、学生の状況を理解、配慮してくれる指定実習機関を想定。
- ・実習指導者、学生、実習指導教員の事前の情報共有と配慮、想定される事項への対処方法の確認。
- ・実習機関の利用者に対して学生の状況、必要な配慮についての情報共有の方法の協議と理解を促すための工夫と実施。
- ・実習中の学生と実習指導者、実習担当教員の情報交換の方法の明確化。
- ・実習中の学生のコミュニケーションツールの工夫。
- ・受入先の理解を得るように本人の希望を聞いて行う。障がいの有無は関係なく行う。
- ・当該学生が精神を履修していません。
- ・実習先への説明。
- ・実習担当職員との打ち合わせ。
- ・実習先との協議を十分に行い、受け入れ体制づくりをしてもらい、実習中も施設、学生を絶えず連絡、支援が可能な体制をつくっている。
- ・ろう・難聴学生の現場実習は経験していない。出来るだけ、職歴に聴覚障がいに対する専門性や理解がある施設を選び配属することになるだろう。
- ・ノートテイクや手話通訳を大学として、準備できるかどうかは分からない。
- ・社福の場合と同じ。
- ・今後、検討していく。
- ・①実習先との調整により、受入を可とした施設にする。また、実習先と教員とが密な関係にあることが望ましい。②実習学生と1. 実習の意志確認、2. 自分が対応できること、3. 実習先に望むこと、などを含めて、面談する。（過去の実績なし）
- ・今後検討していきたい。
- ・①全学生に実習先施設の希望を聞き、希望に応じた実習先を調整する。障がい学生についても同様に希望を聞き、希望に応じた実習先を調整する。（実習施設の種類は限定していない。）②障がい学生の場合は、（ろう・難聴に限らず）本人の障がい程度を踏まえ、実習先と大学とで実習プログラム内容について検討を行ったうえで実施している。
- ・特になし。学生や実習生と相談。
- ・該当者無し。実習機関への手話通訳などの具体的な支援は、行っていない。今後も予定はない。相談業務が中心となる医療機関の場合、実習先に受け入れてもらうのは、現在のところ困難ではないかと考えます。
- ・2012年度からコースが始まり、該当する学生はいない。

- ・特に決めていない。
- ・該当なし。
- ・実習実績がないので方針なし。
- ・社会福祉士現場実習と同じ取り組み。
- ・まだ話し合っていない。
- ・教員が知る限りでは、ろう・難聴学生の実習希望者はいません。仮に希望があったと想定すると、ご自身の進路に精神福祉士をどのように活かすのかを事前に話し合います。その結果、精神保健福祉士を目指すのであれば、受け入れ可能な実習先を教員（精神保健福祉士の養成担当）が探します。その先は、社会福祉士実習に準じた対応をとると思われます。
- ・該当学生と話し合い、支援の方法や可能性を検討する。その上で学生に適した実習先と話し合いを持ち、実習先を確保する。
- ・実習先を本人と相談・調整。

問 25 ろう・難聴学生の介護福祉士現場実習での支援を行うにあたって、実習場所や支援方法については、どのような方針でしょうか？可能な限り具体的にご記入ください。介護福祉士の履修コースがない場合にはご記入いただく必要はありません。

- ・ろう・難聴学生の入学実績なし
- ・これまで、経験がないため特に方針はありません。
- ・社福士と同様
- ・受入先の理解を得るように本人の希望を聞いて行う。障がいの有無は関係なく行う。
- ・学生と実習先と受け入れから支援方法まで含めた部分で協議を行う。
- ・実習の回数が多く、また社福の実習とは違い、学生本人はたいへん苦勞していますが、実習先には快く受け入れてもらっています。
- ・実習先への説明。
- ・実習担当職員との打ち合わせ。
- ・実習施設の了解と対応等事前準備に時間をかけ、体制づくりを行っている。また、実習中に施設側、学生との連絡体制や支援体制づくりを行っている。
- ・ろう・難聴学生の現場実習は経験していない。出来るだけ、職歴に聴覚障がいに対する専門性や理解がある施設を選び配属することになるだろう。ノートテイクや手話通訳を大学として、準備できるかどうかは分からない。
- ・介護実習を行うにあたり、特別な支援（例えば、大学からノートテイクを同行など）は行っていません。実習施設も本人に選択してもらいます。ただ、1名では実施せず、複数での実習配置をし、学生間で協力しあい、筆談で実施しています。
- ・特になし。学生や実習生と相談。
- ・該当者無し。

- ・実績なく方針未定。
- ・実習実績がないので方針なし。
- ・その方の保有する能力に合わせた配慮になると思う。
- ・2008年度より開設していますが、現在まで聴覚障がい学生の入学者はございません。
- ・入学予定はなく、考えていない。

問 26 現場実習における実習先として、聴覚障がい児・者を主な支援対象とする相談機関や施設を実習先として確保していますか。

いいえ	55校
その他	5校
はい	18校
無回答	3校

「はい」の場合、差し支えなければ、どのような聴覚障がい者関連の実習先を確保しているか、当てはまるものにチェックをつけてください。

聴覚障がい者情報提供施設	2校
旧法上のろうあ児施設にあたる障がい児支援施設	3校
旧法上の聴覚言語障がい者更生施設にあたる障がい者支援施設	5校
旧法上の難聴者幼児通園施設にあたる障がい児支援施設	3校
聴覚障がい者を主な利用者とする高齢者福祉施設	2校
聴覚障がい者を主な利用者とする重複障がい者施設	4校
その他	4校

問 27 ろう・難聴学生の現場実習でどのような支援が可能ですか。当てはまるものにすべてチェックをつけてください。

手話通訳を全日程または大部分の日程で配置することが可能	1校
手話通訳を一部の日程で配置することが可能	5校
パソコンテイクを全日程または大部分の日程で配置することが可能	1校
パソコンテイクを一部の日程で配置することが可能	3校
ノートテイクを全日程または大部分の日程で配置することが可能	2校
ノートテイクを一部の日程で配置することが可能	4校
情報保障は実施していない	15校
その他の支援を行っている	15校
これまでに、ろう・難聴学生の講義履修の実績がない	11校

問 28 ろう・難聴学生の国家試験合格について、分かる範囲でお答えください。

社会福祉士国家試験合格者	7校
精神保健福祉士国家試験合格者	1校
介護福祉士の取得	2校
その他	10校
特になし	46校

問 29 聴覚障がい者や聴覚障がい者福祉に関する科目がありますか。

日本手話に関する講義	29校
アメリカ手話など海外の手話に関する講義	2校
情報保障に関する講義	12校
聴覚障がい福祉に関する講義	17校
聴覚障がい教育に関する講義	13校
ろう文化などの聴覚障がい者に関する講義	8校
介護福祉学生向け聴覚障がい者の介護に関する講義	15校
開設を検討中	1校
その他	10校
特になし	21校

問 30 過去5年間のろう・難聴学生の就職先で、主な分野について、分かる範囲でお答えください。特に該当者がいない場合には、「なし」にチェックをつけてください。

一般公務員	14人
福祉系公務員	1人
社会福祉協議会	1人
聴覚障がい関連施設	5人
相談機関	0人
障がい者関連分野	11人
介護関連分野	6人
医療関連分野	3人
一般企業	85人
進学	28人
その他	25人
なし	43人
特になし	46人

問 31 社会福祉やソーシャルワークを学ぶろう・難聴学生の受け入れや支援において、困っていることや知りたいことがあれば教えてください。

- ・3年前から、ろう・難聴学生を受け入れることにしたため、いまだその受け入れや支援体制が十分に整っている状態ではない。したがって、まずは学科教員全員がろう・難聴学生への理解を深めることを眼目に置きながら対応しており、これまで外部講師を呼ぶなどして、その学習のための研修会を何度か実施してきた程度である。
- ・入学試験を経て、入学許可を出すのが限りは「ろう」「難聴」という類型の支援をとらえるのではなくて、常に一人の学生の学び、情報保障として対応できる合理的配慮をする考え方の共有
- ・①実習先をどのように確保するか。
②実習先を大学が行う支援について、どのようなものがあるか情報提供してもらいたい。
- ・大学生活や授業保障に役立つ補助機器の選択と活用方法。
- ・支援者の人材確保。
- ・学外実習のサポート。
- ・就労支援。
- ・入学者の増加に伴うノートテイクの確保。
- ・ノートテイクのスキルアップ。
- ・FM送受信器や磁気ループシステム等、聴こえのバリアフリーを保障するシステムを全学的に導入している大学の事例があれば、ぜひお伺いしたいです。また、障がいのある学生が入学した場合、障がい学生支援室などで全学的な支援態勢を取るか、学生の所属学科が個別に支援を行うか、大学によって状況が異なっていると思いますが、他大学の状況。傾向などがわかれば伺いたいです。
- ・私学経営環境が厳しくなってきた中で障がいのある学生に対する支援の充実に必要な人的資源（学生・教職員）財政面で難しくなっています。他大学で工夫されていることがあれば教えていただきたい。
- ・設備が未整備である。専門職員が不足している。
- ・個別に対応することになり、特に、ろう・難聴とのくくりは考える必要は感じない。
- ・難聴学生の受け入れについて、国や自治体の補助や助成があるのか？
- ・聴障の学生が支援を受けるばかりでなく、聴障であるからできることをアピールする機会を自然な形で設けることも必要かと思います。
- ・本人の意思にもよりますが、もっと「聴こえにくいことの中身」を周囲の学生にわかるように伝えることもあってもよかったかなと考えています。
- ・入学した当時は手話があまり得意な学生ではなかったのですが、自分自身のために必要だから修得するように教員から話しました。3年生になってようやく自分から「この時間は通訳を依頼したい」と教員が言う前に言うようになってきました。
- ・今までない。過去受け入れ経験があるのは情報系の学科のみ。

- ・ノートテイク・パソコンテイクでは対応出来にくい。講義はともかく演習系科目において健常学生と同じレベルで演習を進めていくことは難しいと考えている。健常学生にろう・難聴学生と同一グループで構成してグループワークをすることについて、どのような内容で進めていくのか知りたい。また、どの点に留意するのか知りたい。
- ・ケースバイケースで対応しているので、担任は大変かもしれません。学生も、いろいろ努力や工夫をしなければならないので、大変かもしれません。
- ・ノートテイクを取り入れているのですが、ノートテイクの自主勉強会等では、どのような内容のものにすべきか知りたいです。
- ・手話は単語、単語で表現するので、文章を作成するのが苦手な学生が多いです。どのような方法で文章能力を上げたら良いか教えて頂きたいです。
- ・少人数での教育のため、担当する教員の協力によって実施。内容は担当教員にゆだねるが、学生とのコミュニケーションは事前に十分な時間をとって実施する。また、家族からの情報、高等学校からの情報提供をいただきながら実施した。
- ・障がい学生支援に関する、大学側の基本方針、規程がまず必要だと感じている。
- ・ノートテイクの配置やパソコンテイク等の配置など人員面で予算面でのこと。
- ・学生、教員の双方を含めた研修体制。
- ・現状においてはそれぞれの学生の要望により、パソコンテイク対応や録音許可をしているが、障がい学生全般の支援について、ガイドライン作成の必要性を感じている。貴校においてそれに類するものがあればご教示いただきたい。
- ・ノートテイク養成がどうしても進みません。障がい学生を受け入れるにあたり、助成・補助金をもっと充実すればよいと思うのですが…。現在6名在籍していますが、全額大学負担です。
- ・本学のコミュニティ福祉科は1997年に設立された。現在まで聴覚障がい学生は2人入学した。(1人は在籍中) ノートテイクによる講義保障を行ってきた。ノートテイク(学生が担う)の確保が、学生が高学年になるとむづかしくなるのが課題としてある。
- ・困難点。演習や実習の際に、手話通訳が望ましいと思うが、予算や学内資源としても提供が難しい。

その他、ご意見等がございましたら、下記に自由にお書きください。

- ・現代は肢体不自由の障がい学生を受け入れているが、支援体制が整備されておらず、個々のケースに応じた対応、支援を行っている。早急な環境整備を希望しているが、中々進まないのが現状である
- ・平成10年4月、A学舎に社会福祉学部を開設して以来、障がいを持った学生を受け入れ、その学生が履修する授業や実習等に関して可能な限り支援を行ってきた。その後、平成23年4月にA学舎をB学舎に統合、また社会福祉学部を現代日本社会学部に改組(平成

24年度完了) することとなったが、福祉分野は新学部においても継続することとなった。新学部となってからは聴覚障がいを持った学生の実習等の履修実績がないため、現状、可能な支援や方針についても明確になっていない状況である。

- ・ろう・難聴といっても個人差もあり、個別対応が大切で、これに特化するのには医学モデルではないかと思われまます。
- ・他大学で薬学部に入學した学生が、何の支援もなく（要望したが実施されず）勉強についていけずに退學してしまった例をききました。理系の学部はノートテイクの困難さも高く、周囲の学生もそういった活動をする余裕もないようです。小中高と継続して支援を受けている学生は、障がい認識をもつことができ、必要な支援を自ら言える力がついていますが、そうでない学生は何をどこから話していいのかもわからない人が多いのではないのでしょうか？大学と障がい学生を取りもつ機関が柔軟に活動できればと願います。（国の予算で研修の講師を派遣して支援のノウハウを教員・職員に伝えるといった活動）
- ・学問的に受け入れ体制が整備されていない現状にある。オープンキャンパス、大学見学会では申し出があれば教職員及び学生ボランティアで対応し、必要に応じ情報提供の方法を工夫している。しかし、十分な対応ができているとは言い難い。
- ・ろう・難聴学生への支援について、改めて支援や対処を考慮する意識をもつ大切さを、アンケートを通じて感じました。アンケート調査結果を楽しみにしています。乱筆乱文にて失礼しました。頑張ってください。応援しています。
- ・本校は専修学校で、担任制を採っているため難聴学生がいても対応できているのかもしれませんが、また、これまで片方は聞こえる、とか、補聴器使用で口話が可能な学生ばかりだったので、現状の対応策でのりきれたのかもしれませんが。いずれにしても、本校では広く、様々なクライアントに対応できる能力を身につけることを基本方針にしていますので、コミュニケーション手段が手話しかない場合には、口話の学習も平行してやっていただくこととなります（過去そのような状態の学生は経験していません。）実際問題として、入学以降の突発性難聴の発症や、低聴力の学生の症状進行等がありますが、これまで、長期にわたって学業に支障の出たケースは報告がなく、そのための退學や留年、卒業延期、成績不振のケースも報告がありません。また、私の知っている限り（したがって、全体ではありません）この10年程で4～5名の補聴器使用者が入学、卒業していますが、皆、希望する職場で正職員で採用されたように記憶しています。
- ・実際にろう・難聴学生が入学してきた場合は、積極的に支援を検討したい。受け入れに対しては、積極的に対応したいと考えている。

おわりに

以上のように本共同研究では、日本での、聴覚障がい者対応のソーシャルワークの確立をめざして、国際交流を通じて、聴覚障がいに特化したソーシャルワークおよびソーシャルワーカー養成の日本の課題を探った。

聴覚障がいソーシャルワークの必要性は明らかであるし、それに応えたい人材は十分いるが、彼らがソーシャルワーカーとして活躍するためには重要な課題が残されている。大学等での教育における情報保障、実習先の確保等の環境整備、資格取得のための国家試験対策の支援（ろう者当事者ソーシャルワーカー等手話で教えられる講師の確保や彼らが教える場の設定など）である。アメリカ・イギリスの専門家から学び、あるいはアメリカ・イギリスの聴覚障がい福祉の体制・制度や聴覚障がい当事者ソーシャルワーカー養成の制度・教育内容、さらにはその教育の支援コーディネートの専門職養成を視察して、日本の社会に最も強調すべきは、言語・文化の違うろう者の支援に必要な意識改革の必要性であるということが明確になった。日本の場合、未だろう者が少数言語話者であるという点への理解が遅れている。大学等の養成の場だけでなく、福祉の現場、あるいは社会全体での、ろう者や手話への認知、聴覚障がい当事者ソーシャルワーカーに期待される大きな役割の認識、それを養成する支援の必要性の理解を促すことこそが急務である。